

# 保育認定(2号・3号)保育料表

下記の表は、保育認定(2号・3号)認定を受けた子どもが認可保育所・小規模保育施設・事業所内保育事業所・認定こども園(保育園部分)を利用した場合の保育料です。

- 保育所や認定こども園(保育所部分)の保育料は、保護者の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)は保護者の市町村民税の所得割額※の合計、入所児童の年度の初日(4月1日)の年齢及び保育標準時間または保育短時間の区分によって決定します。詳しくはてびきP15～19をご覧ください。

※ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

- 4月から8月分の保育料は前年度の、9月から翌年3月分の保育料は当年度の市町村民税の所得割額によって決定します。(例:令和5年4月から8月分の保育料は令和4年度の、9月から翌年3月分の保育料は令和5年度の市町村民税の所得割額によって決定します。)
- 小学校就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の児童が保育所等を利用する場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

※表に記載されている保育料は「月額」です

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層	定 義	～2歳児クラス	3～5歳児クラス	～2歳児クラス	3～5歳児クラス
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支給給付受給世帯	0		0	
B	市町村民税非課税世帯	0		0	
C1	均等割額のみ在世帯	6,700		6,500	
C2	所得割額が27,000円未満の世帯	7,400		7,200	
C3	27,000円以上 48,600円未満	8,200		8,000	
C4	48,600円以上 54,000円未満	10,000		9,800	
C5	54,000円以上 66,000円未満	12,000		11,700	
C6	66,000円以上 78,000円未満	14,100		13,800	
C7	78,000円以上 90,000円未満	17,300		17,000	
C8	90,000円以上 102,800円未満	21,700		21,300	
C9	102,800円以上 116,000円未満	26,900		26,400	
C10	116,000円以上 133,700円未満	32,100	令和元年10月以降は 幼児教育・ 保育無償化 により0円と なります。	31,500	令和元年10月以降は 幼児教育・ 保育無償化 により0円と なります。
C11	133,700円以上 151,400円未満	36,300		35,600	
C12	151,400円以上 169,000円未満	40,600		39,900	
C13	169,000円以上 185,000円未満	45,000		44,200	
C14	185,000円以上 200,800円未満	46,600		45,800	
C15	200,800円以上 216,700円未満	48,100		47,200	
C16	216,700円以上 234,000円未満	49,500		48,600	
C17	234,000円以上 251,800円未満	50,900		50,000	
C18	251,800円以上 269,700円未満	52,200		51,300	
C19	269,700円以上 287,600円未満	53,500		52,500	
C20	287,600円以上 301,000円未満	54,800		53,800	
C21	301,000円以上 366,000円未満	56,100		55,100	
C22	366,000円以上 397,000円未満	57,400		56,400	
C23	397,000円以上	58,700	57,700		

なお、毎月の保育料のほか、給食費、施設によっては制服代などの実費負担等が発生する場合があります。また、保育を利用できる時間帯の前後に延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

- 保育標準時間認定の場合は、保育所が設定する保育標準時間認定の子どもの利用時間(公立:7時半～18時半、私立:7時～18時)以外の時間の利用が延長保育の対象です。保育短時間認定の場合は、保育所が設定する保育短時間認定の子どもの利用時間(8時30分～16時30分)以外の時間の利用が延長保育の対象となります。(延長保育料については、てびきP13をご覧ください。)